

20歳になったら

国民年金



日本国内に住むすべての人は20歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられています。

平成25年度分の国民年金保険料は月額「15,040円」です。納付書払いのほか、口座振替でも納付可能です。

○学生納付特例制度について

学生納付特例制度は国民年金保険料を納めることが困難な学生の方について、在学期間中の納付を猶予し、社会人になってから在学期間中の保険料を納付できるようにするものです。

この制度を利用せずに保険料を納めない場合、不慮の事故等で重い障害が残ったときに支給される障害基礎年金を受け取れなかったり、将来受け取る老齢年金が減額されてしまいます。

毎月の保険料納付が困難な場合は、学生納付特例制度の申請をしましょう。

持ち物 ①年金手帳または納付書②学生証(有効期限が平成26年3月までであるもの)、または在学証明書(発行日が平成25年4月1日以降のもの)③印鑑

申請・問合せ先 健康増進課国保年金係

☎②③3922

自然とふれあうみどりの月間の集い

「伊豆下田爪木崎自然観察会」

伊豆半島特有の植物について植物研究家野口英昭さんと、自然観察会を行います。

九十浜、須崎グリーンエリア内遊歩道、昭和天皇歌碑など爪木崎周辺を巡ります。5キロ程度のハイキングができる健康な方が対象です。

開催日 5月11日(土) ※雨天中止

開催時間 午前10時～午後2時30分頃

※受付開始9時30分

集合場所 須崎グリーンエリア駐車場

定員 30名(先着順)

持ち物 昼食、飲み物、雨具、帽子、保険証のコピー

参加費 50円(保険料)

申込み方法 メールまたはファックスにて氏名、年齢、性別、住所、電話番号を明記し、左記まで申込みください。

締め切り 5月7日(火) 必着
※定員になり次第締め切ります

問合せ先 産業振興課産業振興係
 〒415-8501

下田市東本郷1-5-18

☎②③3914 FAX②③5269

メールアドレスはこちら
sangyou@city.shimoda.shizuoka.jp

「転落・転倒事故をなくそう！」
 春の農作業安全運動実施中
 4月1日～5月31日

農作業事故は、単純なミスがおこらないように十分注意をすることで防ぐことができます。適度な休息を取り、基本的な注意事項を確認しましょう。

【チェックポイント】

①安全キャブ・フレームのあるトラクターを使用しましょう。

転落・転倒による死亡事故の多くは、安全キャブ・フレームのないトラクターで発生しています。

②シートベルトを着用しよう

安全キャブ・フレームが装着されたトラクターでもシートベルトを着用しなければ、身体を守ることはできません。

③作業環境を確認しましょう

作業前には作業環境を確認し、危険が潜む場所の草刈りや法面付近にポールを立てるなど事故が起きない環境づくりを心がけましょう。

④適正な機械使用を心がけましょう

ほ場から出たところでの事故では片ブレイキによる事故などが考えられますので、道路走行時には必ず左右のブレイキペダルを連結しましょう。

問合せ先 産業振興課 ☎②③3914